

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月22日
【会社名】	ウインタテスト株式会社
【英訳名】	Wintest Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 姜 輝
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号
【電話番号】	045-317-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 鎌田 文明
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区平沼1丁目2番24号
【電話番号】	045-317-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 鎌田 文明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（第14回新株予約権） その他の者に対する割当 491,400円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 393,611,400円
	（注）1．本募集は2026年4月15日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプション付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
	（注）2．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年4月15日提出の有価証券届出書に行使価額の算定根拠に関する記載を追加するため、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

## 3【訂正箇所】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、以下「T F A」という。）が当社の株価（104円）、株価変動性（55.71%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（1.579%）、本新株予約権の行使価額（104円）及び行使期間（3年）その他本新株予約権の行使条件を含む内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しております。その算定結果である1個当たり13円を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個あたりの発行価額を、算定結果と同額の13円といたしました。

なお、本新株予約権の発行は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるT F Aによる算定結果を参考に、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。この判断に当たっては、本新株予約権の発行に係る取締役会に出席した監査等委員である取締役3名全員が、払込金額が特に有利な金額に該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

< 後略 >

(訂正後)

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、以下「T F A」という。）が当社の株価（104円）、株価変動性（55.71%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（1.579%）、本新株予約権の行使価額（104円）及び行使期間（3年）その他本新株予約権の行使条件を含む内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しております。その算定結果である1個当たり13円を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個あたりの発行価額を、算定結果と同額の13円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、役職員・当社関係者に対するストック・オプションとして当社の成長に貢献してもらうためのインセンティブとして、2026年4月14日の終値である104円としております。

なお、本新株予約権の発行は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるT F Aによる算定結果を参考に、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。この判断に当たっては、本新株予約権の発行に係る取締役会に出席した監査等委員である取締役3名全員が、払込金額が特に有利な金額に該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

< 後略 >

以上